

()内は給与のみの収入金額

納税義務者の合計所得金額	配偶者控除	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者 (70歳以上)
900万円以下 (1,120万円以下)	33万円	38万円
900万円超950万円以下 (1,120万円超1,170万円以下)	22万円	26万円
950万円超1,000万円以下 (1,170万円超1,220万円以下)	11万円	13万円
1,000万円超 (1,220万円超)	適用なし(※)	適用なし(※)

※配偶者控除は適用となりませんが、納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下の場合「同一生計配偶者」として住民税の非課税判定の数や障害者控除の対象となります。